

情報公開制度との違い

制 度	情報公開制度	公文書館制度
根拠法規	情報公開条例	公文書館条例
対象文書	現用文書・半現用文書	非現用文書
	文書を作成した部署及び総務課が管理する書庫に保存している保存期間が満了していない文書	保存期間が満了し、歴史的・文化的価値があるとして、公文書館に移管された文書
公開制限	東京都板橋区情報公開条例第6条第1項第 1～6号に該当する情報（法令秘情報、個人情報など）を除き、原則公開	法令の規定により非公開とされている情報やプライバシー等を侵害するおそれのある情報を除き原則公開。ただし、プライバシー等を侵害するおそれのある情報が記載されている部分も、一定期間（資料の発生年度の末日から30年）経過後公開
不服申立て	あ り	な し



公文書館の閲覧室